別表２

（単位：円）

駅名	東京	上野	大宮	熊谷	本庄早稲田	高崎	安中榛名	軽井沢	佐久平	上田	長野	飯山	上越妙高	糸魚川	黒部宇奈月温泉	富山	新高岡
糸魚川	5,080	4,870	4,120	4,120	4,120	4,120	3,240	3,240	3,240	3,240	2,490	2,490	1,840	—	—	—	—
黒部宇奈月温泉	5,400	5,190	5,190	4,440	4,440	4,440	4,440	4,440	3,560	3,560	3,560	3,240	1,840	1,840	—	—	—
富山	5,730	5,520	5,520	5,520	5,520	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770	3,560	3,240	2,590	1,840	1,840	—	—
新高岡	6,260	6,050	5,520	5,520	5,520	5,520	4,770	4,770	4,770	4,770	3,560	3,240	2,590	1,840	1,840	1,840	—
金沢	6,260	6,050	6,050	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	4,770	4,770	4,440	3,240	2,590	2,590	1,840	1,840	1,840

官報告知

公　　告

公聴会開催に関する公示

運輸審議会公示第５号

国土交通省設置法第23条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催することとしましたので、運輸審議会一般規則第31条第１項の規定により公示します。

平成26年10月９日　　運輸審議会

１　事案の件名

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平26第3001号	鉄道の特別急行料金の上限設定の認可	東日本旅客鉄道株式会社	北陸新幹線の特別急行料金については、別表１に掲げる額を最高額とする特別急行料金とする。
平26第3002号	鉄道の特別急行料金の上限設定の認可	西日本旅客鉄道株式会社	北陸新幹線の特別急行料金については、別表２に掲げる額を最高額とする特別急行料金とする。

２　日　　時　平成26年11月13日（木）午前10時から

３　場　　所　石川県金沢市尾山町９番13号　金沢商工会議所会館１階ホール

４　主宰者　運輸審議会

５　公述の申出

⑴　公聴会において公述しようとする方は、公述申込書及び公述書それぞれ３部を平成26年10月22日（水）までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会（東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　郵便番号100―8918）あてお送りください。

⑵　公述申込書には、事案番号、事案の種類、事案の申請者、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年令（法人・団体等の場合にあっては、その名称及び住所並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年令）及び事案に対する賛否を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。

⑶　公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。

⑷　議事の整理上、一般公述人の人数は、10人以内とし、また、１人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を平成26年11月５日（水）午前10時から運輸審議会及び北陸信越運輸局石川運輸支局の掲示板に掲示します。

６　傍聴の申込み

⑴　傍聴を希望される方は、官製往復はがきに、住所、氏名、年令及び「東日本旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の特別急行料金の上限設定の認可申請事案に関する公聴会の傍聴を希望する」旨を記入するとともに返信用はがきにあて先を必ず明記した上、国土交通省運輸審議会（東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　郵便番号100―8918）あてお申込みください（ただし、１人１通に限ります。）。

⑵　傍聴人の人数は100人以内とし、申込者多数の場合は、平成26年10月22日（水）までに到着したもののなかから第三者の立会いによる抽選により選定します。

⑶　傍聴券は、平成26年11月５日（水）に発送します。

７　申請書その他の関係書類の閲覧場所

公述しようとする方は、当該事案の申請書その他の関係書類については、平成26年10月９日(木)から平成26年11月12日（水）までの間、公述申込書及び公述書等に係る文書については、平成26年10月23日（木）から平成26年11月12日（水）までの間、それぞれ土曜日、日曜日及び祝日を除き毎日午前10時から午後５時まで、下記の場所において、閲覧することができます。

記

⑴　運輸審議会審理室　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　合同庁舎第２号館

⑵　北陸信越運輸局石川運輸支局総務企画部門　石川県金沢市入江３丁目153番　金沢庁舎

８　公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

９　その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室議事係（03―5253―8810）にお問い合わせください。